

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	勝山市

勝山市鳥獣被害防止計画

(令和 5 年度～ 7 年度)

<連絡先>

担当部署名	勝山市農林課
所在地	福井県勝山市元町 1 丁目 1 番 1 号
電話番号	0 7 7 9—8 8—8 1 2 1
F A X 番号	0 7 7 9—8 8—1 1 1 8
メールアドレス	ringyou@city.katsuyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類(ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、テン、その他狩猟獣)、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、カワウ、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	勝山市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲(飼料稲含む)	1,691千円、1.39ha
	麦類	29千円、0.21ha
	雑穀(ソバ)	14千円、0.21ha
	その他(里イモ)	41千円、0.01ha
ニホンジカ	水稲	79千円、0.06ha
	大麦	15千円、0.11ha
	その他(キク、ネギ)	7千円、0.01ha
	森林	不明(被害はあり)
ニホンザル	水稲、ネギ	43千円、0.02ha
中獣類	野菜、いも類	125千円、0.10ha
カラス類	野菜、水稲、雑穀	不明(被害はあり)
カワウ	水産物(稚鮎)	不明(被害はあり)
ツキノワグマ	果樹(カキ、クリ)、森林	不明(被害はあり)

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】 山ぎわ集落の全域でイノシシの生息が確認されている。また、豚熱は終息しつつあり、生息数は増加傾向にある。 被害は、市の山ぎわ集落において発生している。近年は、生息数の減少等により被害は減少したが、豚熱の終息により、今後、被害が増えることが懸念される。</p> <p>春から夏にかけては、畦畔や農道の掘起しなどの被害や夏から秋にかけては、水稲、ソバ、イモ類等の食害、水稲倒伏などの被害が発生している。</p> <p>【ニホンジカ】 平泉寺町、荒土町、鹿谷町、遅羽町を中心に生息が確認されている。これらの地域では、水稲や野菜の食害や自動車等との接触事故といった住民生活への被害も発生している。</p> <p>【ニホンザル】 平泉寺町から北郷町にかけて、九頭竜川右岸の山ぎわを中心に群れでの生息</p>
--

が確認されている。集落に出没し、人を恐れず威嚇する個体もあり、家庭菜園を中心に野菜や果樹の食害が発生している。

【中獣類】

市内全域で被害が確認されている。野菜類の収穫期となる春から秋にかけて食害が発生している。また、住宅の屋根裏に侵入し糞尿による天井の腐食など生活環境被害も発生している。

【カラス類】

市内全域で、6月の水稻の直播圃場の倒苗被害が発生している。また、春から秋にかけて野菜類の収穫が近づくと食害が発生している。市街地では、電柱や電線、高木の下でのカラスの糞害による生活環境被害も発生している。

【カワウ】

九頭竜川で、鮎の幼魚が放流後に捕食される被害が発生している。

【ツキノワグマ】

市内全域で目撃情報や痕跡情報が多数発生している。また、山ぎわ全体において、春には立木の皮剥ぎ、秋にはカキやクリなどの採食が発生している。

(3) 被害の軽減目標 (イノシシ)

指標	現状値 (令和4年)	目標値 (令和7年)
被害金額	1, 775千円	1, 240千円
被害面積	1. 82ha	1. 25ha
3年間で30%削減		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシの有害捕獲については、福井県猟友会勝山支部に業務委託している。</p> <p>市鳥獣害対策協議会で捕獲オリ（はこわな）を整備。集落ごとに農家組合などが捕獲オリを見回りし、エサやりなどの管理をしている。猟友会はくくりわなでも捕獲している。</p> <p>捕獲されたイノシシは、猟友会が止めさしし、民間の焼却施設または広域の焼却施設に搬入している。</p> <p>捕獲技術を向上させるために従事者および補助従事者の研修会を開催している。</p>	<p>福井県猟友会勝山支部の会員が高齢化しているため、捕獲隊の育成が必要。</p> <p>集落内で、捕獲オリ（はこわな）の管理が負担となっている。</p> <p>捕獲オリ（はこわな）を設置しているが、捕獲オリの入口まで来るが中まで入らなくなっている。</p>

	<p>ニホンジカの有害捕獲については、福井県猟友会勝山支部に業務委託している。猟友会会員がくくりわなを設置しており、誘引捕獲も実施している。また、積雪の多い冬季には、巻狩りを実施している。誘引捕獲の技術向上のためニホンジカ捕獲研修会の参加している。</p> <p>ICT技術を活用した、囲いわなを設置する。</p>	<p>くくりわなでは、設置する会員が限定されており、設置数が少ない。また、ツキノワグマ錯誤捕獲の防止のため、誘引捕獲を行っているが実績が上がらないのが現状。見回りも負担となっている。</p> <p>囲いわなは、設置場所の選定が難しく、近年は、周辺には来ているものの捕獲までには至っていない。</p>
	<p>中獣類（ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、テンなど）の有害捕獲については、市鳥獣害対策協議会で捕獲オリ（はこわな）を整備。</p> <p>被害者からの捕獲要請に応じて捕獲オリを設置。</p> <p>捕獲した有害獣は、広域の焼却施設に搬入している。</p>	<p>農地の被害ばかりでなく、住宅の屋根裏や小屋などへの侵入も多い。</p> <p>捕獲オリ（はこわな）を設置しても捕獲されにくくなっている。</p> <p>捕獲オリ（はこわな）の数が不足するときがある。</p>
	<p>数年毎に山の木の実が不作となりツキノワグマが市街地に大量出没している。</p> <p>人身被害が発生する可能性が高い場合は、ドラム缶オリ（はこわな）を設置して捕獲するようにしている。また、状況に応じて巻き狩りを実施している。</p> <p>捕獲したツキノワグマは、人的被害に関係が薄い場合、山奥への放獣を基本としている。</p>	<p>巻き狩りができる技術のある人、対峙できる人が減少してきている。</p> <p>放獣をしている山はそれほど深くなく、山の木の実が不足の年には、再び、里山に下りる可能性が高い。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>集落ぐるみで山ぎわ部分に電気柵やワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵を設置し、草刈りや点検を実施している。</p> <p>専門家による設置方法等の指導を実施する。</p>	<p>高齢化や集落内の人口減少により、侵入防止柵の管理が困難となってきた集落がある。</p> <p>電気柵の適切な方法での管理ができていないため、有害獣に侵入されることがある。</p> <p>サルに対応した侵入防止柵がまだ一部の地域にしか設置されていない。</p>

<p>生息環境管理 その他 取組み</p>	<p>集落内を餌場にしないため、生ごみやくず野菜を放置したり、果樹等が放任されないよう注意喚起し、伐採等を推進している。一部の地域では大規模緩衝帯を設置して、野生動物とのすみわけを進めている。</p> <p>煙火による追払い活動を実施している。</p> <p>ニホンザルについて、サル複合対策事業で、生息状況調査を実施し、環境管理、生息数管理や追い払い、捕獲に活用する。</p> <p>広報誌やホームページ等で、野生鳥獣の寄り付きにくい環境整備の啓発を行っている。</p>	<p>生息管理に対する住民の意識の差が生じている。</p>
-------------------------------	--	-------------------------------

(5) 今後の取組方針

<p>捕獲隊や集落リーダーに対して、講習会等を開催し、技術向上や住民の捕獲意欲を高め、人材育成に努めるとともに、集落に対して、農家以外も含めた集落ぐるみで被害対策に取り組むように普及啓発を推進する。また、ドローンや電動ガンでの追い払いの検証を実施する。</p> <p>イノシシやニホンジカ対策として、集落ぐるみによる山際の草刈り、電気柵やワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵の設置や大規模緩衝帯整備を継続して推進していく。また、ICT技術を活用したわなを導入する等、負担軽減を図り効率的な捕獲をする。特に、ニホンジカについては、くくりわなや囲いわなでの誘引捕獲を強化する。</p> <p>放任果樹がなくなるよう、伐採等の経費に対して補助制度を継続する。</p> <p>県や関係機関と連携し、情報通信機器を活用した効果的な被害防止に努める。</p> <p>ニホンザルについては、基本的には、九頭竜A1群と九頭竜A2群の行動範囲は重複しているため、一方の群れの全頭捕獲の方向性が示された。令和4年度には、GPS発信機とVHF発信機を各1基ずつ装着した。調査結果を基に令和5年度以降、全頭捕獲を実施する。また、捕獲オリ（はこわな）を集落ごとに設置し、福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき捕獲する。</p> <p>イノシシや中獣類の捕獲檻を要望に応えられるようにさらに整備する。</p> <p>カワウやカラス等鳥類対策として、捕獲の実施方法を検討する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス類、カワウ、ツキノワグマの有害鳥獣捕獲は、地元猟友会である福井県猟友会勝山支部に捕獲、止めさし、運搬等を委託している。

中獣類など上記以外の有害鳥獣捕獲については、鳥獣被害対策実施隊である勝山市農林課職員の狩猟免許所持者が実施している。

地元住民には、研修を受講しオリの見回りやエサの補充等の作業協力を行っている。

有害鳥獣捕獲隊は、市が地元猟友会員の中から編成している。

狩猟免許の取得に対して、研修会受講費用の一部を鳥獣害対策協議会から支援している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、カワウ、ツキノワグマ	捕獲檻の整備 くくりわなの整備 狩猟免許取得の事前講習会等への支援 狩猟免許有資格者の確保・育成
6	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、カワウ、ツキノワグマ	捕獲檻の整備 くくりわなの整備 狩猟免許取得の事前講習会等への支援 狩猟免許有資格者の確保・育成
7	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、カワウ、ツキノワグマ	捕獲檻の整備 くくりわなの整備 狩猟免許取得の事前講習会等への支援 狩猟免許有資格者の確保・育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方							
1 有害鳥獣の近年の捕獲状況							
種 類	年 度						備 考
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
イノシシ	387	211	272	143	69	62	
ニホンジカ	11	4	15	21	37	27	
ニホンザル	0	0	0	17	4	5	
ハクビシン	34	52	28	52	20	31	
アライグマ	0	8	6	6	4	4	
アナグマ	8	14	5	7	9	10	
タヌキ	1	7	9	7	7	7	
カラス類	20	2	1	0	0	0	
カワウ	0	0	1	0	0	0	

2 捕獲計画数の設定の考え方

近年の捕獲状況を参考に、令和5年度以降の捕獲計画数を設定した。

イノシシについては、令和元年に発生した豚熱も終息しつつあり、痕跡も多くみられるようになり生息数は増加傾向にあると考えられるため令和5年度は100頭とする。以後、毎年50頭ずつ増加した計画数とする。

ニホンジカは、生息密度が上昇し目撃情報が増加するとともに、農作物被害も増加している。福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）と捕獲状況を考慮し、令和5年度は100頭とし、3年間かけて、300頭とする。

ニホンザルは、目撃が日常的になり被害が拡大していることから、第2期福井県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）に基づき、群の生息状況・生息数を確認し捕獲を実施する。また、令和6年度には、行動域が重複している群を有害鳥獣捕獲隊や地元地区及び捕獲の専門家と連携して全頭捕獲を実施する。

その他の鳥獣についても、被害の減少をはかるため、有害鳥獣捕獲隊と連携して捕獲を強化する。

対象鳥獣	単位	捕獲計画数等		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	頭	100	150	200
ニホンジカ	頭	100	200	300
ニホンザル	頭	20	60	20
中獣類	頭	80	80	80
カラス類	羽	20	20	20
カワウ	羽	10	10	10

捕獲等の取組内容			
対象鳥獣	捕獲方法	実施時期	実施地域
イノシシ	はこわな、くくりわな	通年	市内全域
ニホンジカ	くくりわな、囲いわな、巻き狩り	通年	市内全域
ニホンザル	囲いわな、はこわな	通年	市内全域
中獣類	はこわな	通年	市内全域
カラス類	はこわな、手捕り（巣撤去時）	通年	市内全域
カワウ	散弾銃または空気銃	4月～10月	九頭竜川沿い

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	電気柵 L=12,000m	電気柵 L=12,000m	電気柵 L=12,000m
	ワイヤーメッシュ柵 L=11,000m	ワイヤーメッシュ柵 L=12,000m	ワイヤーメッシュ柵 L=12,000m

(2) その他被害防止に関する取組

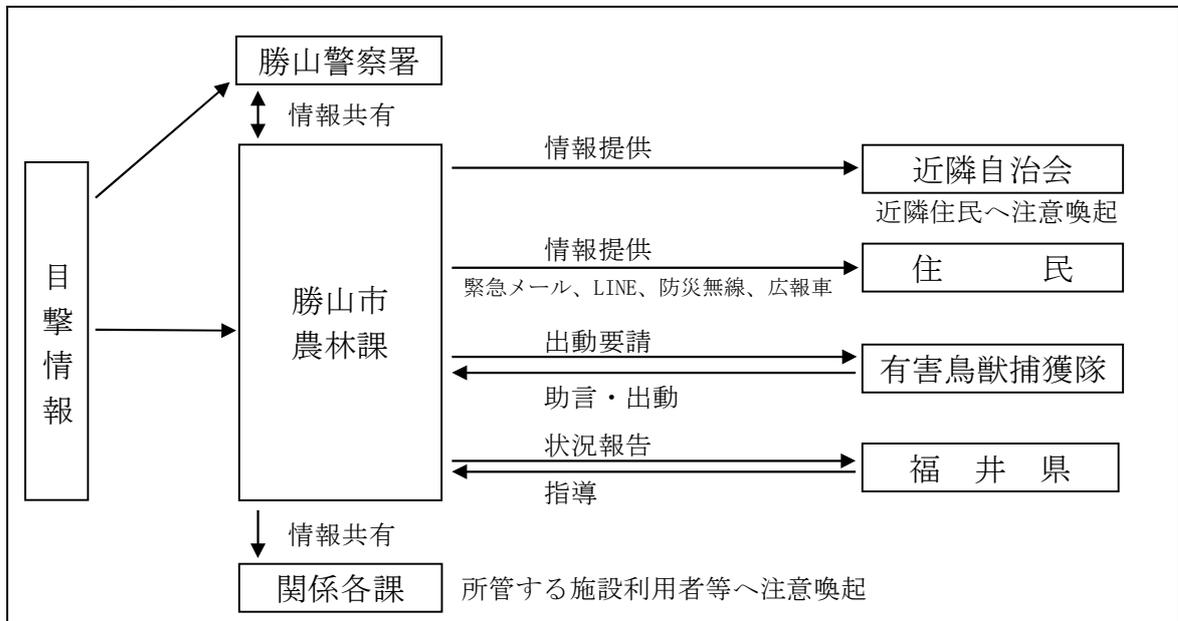
年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、ツキノワグマ	山ぎわに緩衝帯の設置 集落環境整備（野菜くず、生ごみ、放任果樹などの誘引物の除去） 山ぎわ部分の除草活動等見通し改善 柵の効果を維持するため、定期的な見回り点検 煙火、電動ガン等による追払い
6	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、ツキノワグマ	山ぎわに緩衝帯の設置 集落環境整備（野菜くず、生ごみ、放任果樹などの誘引物の除去） 山ぎわ部分の除草活動等見通し改善 柵の効果を維持するため、定期的な見回り点検 煙火、電動ガン等による追払い
7	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、ツキノワグマ	山ぎわに緩衝帯の設置 集落環境整備（野菜くず、生ごみ、放任果樹などの誘引物の除去） 山ぎわ部分の除草活動等見通し改善 柵の効果を維持するため、定期的な見回り点検 煙火、電動ガン等による追払い

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
市所管課	情報収集、現場確認、パトロール、注意喚起（看板の設置、緊急メール、防災無線、報道機関など） 対処方法の検討・立案
市関係課	担当施設（学校関係、福祉施設など）への注意喚起
警察署	情報提供、現場確認
自治会	住民への注意喚起
有害鳥獣捕獲隊	対処方法の助言、対象鳥獣の捕獲
福井県	対処方法の指導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理については、焼却処理または埋設とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利活用に向けて調査研究をすすめる。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	勝山市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
農家組合長会	農業者の意見調整・伝達
地区の代表者	被害情報伝達、防除対策実施
福井県農業協同組合	情報の把握、農業者の指導・調整
(一社) 福井県猟友会勝山支部	生息状況把握、捕獲の助言・実施
九頭竜森林組合	情報の把握、防除の推進
福井県奥越農林総合事務所農業経営支援部	防除対策の指導・助言
福井県奥越農林総合事務所林業部	森林被害対策、捕獲の指導・助言
市所管課	事務局、捕獲許可、連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
勝山警察署	安全管理・指導、緊急時の協力
福井県農業共済組合	情報の把握・提供
勝山市漁業協同組合	情報の把握、防除の推進

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度から市職員（農業・林業関係職員）を隊員として鳥獣被害対策実施隊を設置。 平成31年度から有害鳥獣捕獲隊の隊員を鳥獣被害対策実施隊の非常勤隊員として委嘱。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

この計画に対象鳥獣以外の鳥獣による被害が発生した場合や新たな状況に対応できなくなった場合はその都度、県や関係機関と協議して計画を見直し効果的な被害防止対策に努める。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関職員の研修に努め、地域リーダーを確保・育成できる体制の確立。 県や関係機関と連携して被害及び生息状況に関して正確な状況把握を行う。 先進的な取り組みについての情報収集するとともに、集落へ情報提供する。
--